

○準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について

平成25年3月15日組対甲達第9号、
少甲達第12号、交指甲達第16号、
公甲達第15号
石川県警察本部長から部課署長あて

近年、繁華街・歓楽街等において、暴走族の元構成員等を中心とする集団による暴行、傷害等の犯罪が続発している。この種の集団は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている。こうした暴力団に準ずる集団（以下「準暴力団」という。）に属する者の中には、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在するところである。準暴力団に属する者による違法行為を取り締まり、暴力団等との人的・資金的なつながりを遮断することは、組織犯罪対策を推進する上で重要な意義を持つことから、各部門においては、下記のとおり準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化に努められたい。

記

1 実態解明の徹底

(1) 組織・活動実態の解明

準暴力団について、これに属する者やその人脈、活動地域や活動状況、資金の流れ、犯罪組織との関係等に関する情報の収集に努め、組織・活動実態の解明を推進すること。特に、準暴力団の資金の流れに着目し、関係者の人的・資金的なつながりの把握、資金獲得犯罪に係る情報の入手等に努めること。

(2) 関係部門間の緊密な連携

組織犯罪対策を主管する部門は、少年非行対策及び暴走族対策を主管する部門と連携を強化し、準暴力団に関する情報の共有を図ること。また、準暴力団に係る事案を把握・処理した場合に所要の情報共有がなされるよう、他の捜査部門や地域部門を始めとする各部門と緊密に連携すること。

2 違法行為の取締りの強化

(1) 効果的な取締りの実施

準暴力団に人的・資金的な打撃を与える効果的な取締りを推進すること。また、準暴力団と連携して犯罪を行う暴力団、外国人犯罪組織等を摘発するため、突き上げ捜査の徹底を図ること。

(2) 資金源の遮断と犯罪収益の剥奪

資金獲得犯罪の取締りを徹底し、資金源の遮断を図るとともに、組織的

犯罪処罰法の積極的な適用によって犯罪収益の剥奪を推進すること。

3 情報共有の推進

(1) 情報の蓄積

準暴力団に関する情報を集約・共有し、的確な分析を行うため、入手した情報については組織犯罪対策課に報告し、組織犯罪対策課では警察情報管理システムに積極的に登録すること。

(2) 情報の分析と活用

管内の準暴力団に関する情報を分析し、その結果を必要に応じて関係部門、関係都道府県警察等と共有し、準暴力団の効果的・効率的な実態解明及び取締りに活用すること。